

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、昭和４６年３月１８日議会の議決により指定された「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和５年７月２１日

東大和市長 和地 仁美

記

損害賠償の額を定めることについて

件 名	損害賠償額	相 手 方
高木公園内の排水 ますの蓋による人 身事故に係る損害 賠償	４，４５０円	